

のとピットとサービス利用規約

第一章 総則

第1条 規約の制定目的

能登デジタルライフライン推進協議会（以下「協議会」といいます。）はサービス利用者に「のとピット」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、のとピットとサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約はサービス利用者と協議会との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 協議会が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じてサービス利用者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

協議会は、石川県の Web サイト上(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/dll/notopitto.html#kiyak>
[u](#))その他協議会が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

協議会は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、石川県の Web サイト上(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/dll/notopitto.html#kiyaku> への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1)「のとピット」とは石川県または各市町が発行する専用の二次元コードをサービス利用者が保有するスマートフォン等で読み取ることをいいます。
- (2)「本サービス」とは、以下の機能から構成される個人向けサービスです。
 - ・のとピットとすることで、サービス利用者がポイントを獲得する機能
 - ・獲得したポイントを蓄積し、外部連携サービスを経由して地域通貨等に変換することができる機能
 - ・のとピットと時にあらかじめサービス利用者が登録したメールアドレスへののとピットとした場所と時間を送付する機能
 - ・歩数計の機能を備える外部連携サービスと連携し、歩数に応じたポイントを獲得できる機能
- (3)「サービス利用者」とは、本サービスを受けるために利用登録を行い協議会との間で本サービスの利用に関する契約が成立し、本サービスを利用できる個人
- (4)「利用開始日」とは、協議会がサービス利用者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。
- (5)「外部連携サービス」とは、サービス利用者が本サービスを通じて利用することが可能な外部サービスの総称

(6)「提携事業者」とは、次の各号に該当する者をいいます。

- ① 本サービスの提供の全部又は一部を協議会が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）
- ② 本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを協議会に供給する事業者

契約

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、協議会所定の方法により申し込むものとします。

2 本サービスの利用開始をもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 協議会は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると協議会が判断したとき

(3) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(4) 本サービスの申込者が、協議会からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、協議会が指定する期日までに回答しないとき

(5) 前各号に定めるほか、協議会の業務に支障があるときまたは支障があるおそれがあると協議会が判断したとき

4 協議会の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、協議会は取り消しによりサービス利用者が被った損害についての責任を負わないものとし、サービス利用者はそれまでに協議会に生じた費用を負担するものとします。

5 協議会が申込みを承諾しない場合には、協議会は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 氏名等の変更の届出

サービス利用者は、その氏名、住所もしくは所在地またはその他サービス利用者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに協議会に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、協議会に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは協議会の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことによりサービス利用者が不利益を被った場合であっても、協議会はその責任を負わないものとします。

第8条 契約上の地位の譲渡

サービス利用者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし協議会が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第9条 サービス利用者が行う本サービスの解約

本サービスには、サービス利用者が自ら本サービスの利用終了を希望する場合は、協議会が別途定める問い合わせ窓口を通じて、その旨を申し出るものとします。

2 本規約において、本サービスの「利用終了」とは、サービス利用者による本サービスの利用を停止することを指し、必ずしもすべての情報が即時に削除されることを意味するものではありません。

第10条 協議会が行う本サービス利用の解約

協議会は次のいずれかに該当するときは、あらかじめサービス利用者にとそのことを通知の上、本サービスを解約することができます。

(1) 利用停止の規定により本サービスの利用を停止されたサービス利用者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) サービス利用者が第6条（申込みと承諾）に基づき協議会に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(3) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると協議会が判断したとき。

(4) サービス利用者が自らまたは反社会的勢力を利用して、協議会に対して詐欺、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、協議会は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することができます。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

(2) サービス利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜団体、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当しまたは反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると協議会が判断したとき。

3 協議会は、第11条（利用中止）第11条(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると協議会が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、協議会は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめサービス利用者にとそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

利用中止等

第11条 利用中止

協議会は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することができます。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

- (6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。
- 2 協議会は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめサービス利用者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条 利用停止

協議会はサービス利用者が本規約に反する行為を行ったときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- 2 協議会は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間をサービス利用者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条 利用の制限

協議会は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生したまたは発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする公共の利益のため緊急を要する事項を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 協議会は、他の事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその事業者等の提供するサービス等との間のサービスを継続して行うことについて協議会の業務の遂行に重大な支障を及ぼしたまたは及ぼすおそれがあると協議会が認めるときは、そのサービスの一部の利用を中止することがあります。

- 3 協議会は、協議会の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

- 4 協議会が前各項の措置をとったことによりサービス利用者または第三者に損害が生じたときは、その損害が協議会の故意または重大な過失による場合を除き、協議会は責任を負いません。

データの取扱い

第14条 データに関する責任

第 19 条（責任の制限）の規定にかかわらず、協議会は、協議会が保存しているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これによりサービス利用者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

- 2 前項の規定は、協議会の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

- 3 生成等データについては、協議会はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第15条 データの確認・複製

協議会は、協議会のサービス提供設備の故障もしくは停止等の復旧等の保全または本サービスの維持運営のため、保

存データを確認、複写または複製することがあります。

2 協議会は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。

3 協議会は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数のサービス利用者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下、「統計データ」といいます。）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：氏名、住所、性別、生年月日、位置情報

(2) 利用する目的：災害時等の状況把握、観光・福祉等の住民サービス拡充に関する検討等

4 サービス利用者は、統計データに関する権利が協議会に帰属することに同意します。

第16条 データの利用

サービス利用者が外部連携サービスを利用する場合には、本利用規約のほか、サービス連携事業者が定める外部連携サービス利用規約にも従うものとします。

2 外部連携サービスの利用及びデータ提供については、サービス利用者が同意管理画面より同意を設定できるものとします。協議会は、サービス利用者が設定した同意にもとづき連携サービスへデータ提供いたします。

3 同意管理画面より同意、不同意を設定し、連携サービスへ提供できるデータは第 27 条（個人情報の取扱い）に記載の通りです。

4 第 1 項の各サービス連携事業者が定める外部連携サービスの利用規約に関する規約変更については、協議会からの通知は行わないものとし、サービス連携事業者の方針に従うものとします。

第17条 データの削除

サービス利用者から、自己に関する個人情報の削除を求める申出があった場合には、法令に基づき保有が義務付けられている情報を除き、合理的な期間内に当該個人情報を削除します。

2 次に掲げる情報については、法令遵守、不正行為の防止、紛争対応その他正当な目的のため、一定期間保存することがあります。

(1) 法令により保存が義務付けられている情報

(2) 本サービスの不正利用、不正行為の防止または対応のために必要な情報

(3) 本サービスに関する問い合わせ、苦情、紛争等への対応のために必要な情報

(4) 個人を識別できない形に加工した統計情報

3 この場合において、協議会は、保存データの削除に起因するサービス利用者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第18条 データのバックアップ

サービス利用者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、協議会は、サービス利用者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任を負わないものとします。

2 協議会は、協議会とサービス利用者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、協議会は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 サービス利用者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 協議会は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

損害賠償等

第19条 責任の制限

協議会は、本サービスを提供すべき場合において、協議会の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因してサービス利用者に生じた逸失利益、派生損害等、通常の損害等、協議会は予見の有無、予見すべき場合を問わず、一切の責任を負わないものとします。

雑則

第20条 免責

協議会は本規約で特に定める場合を除き、サービス利用者にかかる損害を賠償しないものとし、サービス利用者は協議会にその損害についての請求をしないものとします。また、サービス利用者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、協議会に責任も負担させないものとします。

2 協議会は、本サービスの利用により生じる結果について、サービス利用者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 協議会は、本規約の変更等によりサービス利用者が本サービスを利用するにあたり協議会が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて協議会は免責されます。

第21条 本サービスの廃止

協議会は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 協議会は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、サービス利用者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 協議会は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめサービス利用者に通知します。

第22条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第23条 サービス利用者の義務

サービス利用者は次のことを守っていただきます。

- (1) 協議会または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な協議会または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 協議会の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなくまたは詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (7) 利用申込みの際またはその後に協議会に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を協議会所定の方法により届け出ること
 - (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、協議会の信用を毀損する行為、または協議会もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (10) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと
- 2 サービス利用者は前項の規定に違反して本サービスにかかる協議会の設備等を毀損したときには、協議会が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 協議会は、サービス利用者の本条に規定する義務違反によりサービス利用者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 サービス利用者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。協議会は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録されたサービス利用者が本サービスを利用したものとみなします。
- 5 サービス利用者が前項の規定に違反して本サービスにかかる協議会の業務遂行または協議会の設備に著しい支障を及ぼしたまたは及ぼすおそれがあると協議会が判断した場合、協議会は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置によりサービス利用者が発生する損害について、協議会は責任を負わないものとします。
- 6 協議会は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨をサービス利用者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第24条 サービス利用者の協力義務

協議会は以下の場合、サービス利用者に対し、本契約に関するサービス利用者の情報・資料その他の物品の提供、および協議会が行う調査に必要な範囲でサービス利用者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、サービス利用者はこれに応じるものとします。

(1) サービス利用者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 技術上必要な場合

(3) その他、協議会が必要と判断する理由がある場合

2 サービス利用者は、本サービスが不正に利用されまたは利用されようとしているときには、ただちに協議会に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる協議会の調査に協力するものとします。

第25条 サービス利用者に対する通知

サービス利用者に対する通知は、協議会の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(11) 石川県の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもってサービス利用者に対する通知が完了したものとみなします。

(12) サービス利用者が利用申込みの際またはその後に協議会に届け出た利用者の電子メールアドレス宛に電子メールの送信を行います。この場合は、サービス利用者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもってサービス利用者に対する通知が完了したものとみなします。

(13) その他、協議会が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で協議会が指定した時をもってサービス利用者に対する通知が完了したものとみなします。

第26条 協議会の知的財産権

本サービスの提供に関連して協議会がサービス利用者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は協議会または協議会の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、協議会が掲示している商標、ロゴ等は、サービス利用者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 サービス利用者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 協議会または協議会の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第27条 個人情報の取り扱い

協議会は、個人情報の保護に関する法律及び石川県の個人情報保護に関する条例に従い、本サービスにて取得した個人情報を適切に取り扱うものとします。取得した個人情報は次に掲げる各号の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。

(1) 利用目的

1. 本サービスの運営、サービス利用者への必要な情報提供のため

2. 景品やアンケート、書面の発送のため

3. 本サービスの利用状況の分析および改善のため

4. 地域交通・観光・健康福祉等の分野における地域サービス向上に向けたデータ分析および、必要に応じて当該サービスを実施する事業者へ提供するため

5. 災害その他緊急時における住民の安全確保に向けて状況を把握するため

(2) 第三者へのデータ提供

協議会は上記利用目的の範囲内で、第三者に対して、サービス利用者に関するデータのみを提供します。データを受託した第三者は、受領したデータを上記利用目的の範囲内で利用します。

(3) 地域交通・観光・健康福祉等のサービス事業者への提供

民間事業者に対するデータ提供は、利用目的 4 の範囲（当該サービスの向上のための分析）に限って実施します。

(4) 取り扱うデータ

- ・ユーザ識別子
- ・ニックネーム
- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号/FAX 番号
- ・メールアドレス
- ・その他本サービスの提供に必要な情報

2 サービス利用者は、協議会所定の方法により、自己の個人情報の開示、訂正、利用停止および削除を求めることができます。

第28条 第三者への委託

サービス利用者は、協議会が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を協議会の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 協議会は、前項に基づき、協議会が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 19 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第29条 承諾の限界

協議会は、第 6 条(申込みと承諾)に定めるほか、サービス利用者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは協議会の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第30条 管轄裁判所

サービス利用者と協議会との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所 とします。

第31条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第32条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

第二章 ポイントサービス

第33条 定義

本章において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします

- (1)「ポイント」とは、本サイトにおいて付与される、対象チケットと交換することができるポイントをいいます。
- (2)「本サイト」とは、協議会が提供する、ポイントを利用可能な「のとびつ」といいます。
- (3)「本サービス」とは、本サイト上におけるポイントの付与、対象チケットとの交換等を可能とする協議会が提供するサービスをいいます。
- (4)「対象チケット」とは、特定の店舗またはオンラインサイト（以下、「対象店舗」といいます。）において特定の商品または役務（他社ポイントサービスのポイントを含め、以下、「対象商品等」といいます。）と交換できる電子チケットをいいます。
- (5)「受取人」とは、本サイト上においてポイントを付与された者をいいます。

第34条 ポイントの交換

受取人は、保有するポイントを対象チケットに交換することができ、現金との交換及び対象チケット以外の商品または役務等との交換はできません。

第35条 商品 URL の管理

受取人は、ポイントの交換によって付与された対象チケットのURL（以下、「商品URL」といいます。）を自己の責任で管理及び保管するものとし、協議会は、商品URLの管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害については、一切責任を負わないものとします。

第36条 有効期限

ポイントは、本サイト上に表示された有効期限内に、対象チケットはチケット券面上に表示された期間内に限りそれぞれ使用できるものとし、有効期限の経過によりポイント及び対象チケットは自動的に失効します。理由の如何を問わず、有効期限を過ぎたことによるポイント及び対象チケットの失効について、協議会は一切の責任を負わないものとします。

第37条 ポイントの獲得制限・無効化

特定の二次元コード読み取りによるポイント獲得可能回数は二次元コードにつき 1 日 1 回です。1 日 2 回以上、同一

の二次元コードを読み取った場合、2回目以降はポイント付与を行いません。

また万が一、不正な方法で取得したポイントと協議会がみなした場合には、そのポイントは無効化されます。

第38条 利用環境の整備

受取人は、自己の費用と責任で本サービスを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備し、適切に維持するものとします。協議会は、受取人がこの利用環境が準備・維持できず、本サービスを利用できない場合の一切の責任を負わないものとします。

2 前条で定める上限内でのポイント獲得にもかかわらず、通信トラブル等何らかの事象により、本来獲得できるはずのポイントが獲得できなかった場合においては、その対象ポイントは無効となります。

第39条 免責及び責任の制限

協議会は、本サービスにおいて提供する広告または情報について、その内容の正確性、適法性及び完全性等に関しいかなる明示または黙示の保証も行わず、また、それに起因する損害についても一切の責任を負わないものとします。

2 協議会は、本サービスを利用した受取人の投稿や活動に関与しません。対象商品等の提供に関する契約は、対象チケットの受取人と対象店舗との間で成立します。受取人、対象店舗、対象チケットの発行主体及び第三者（以下、「受取人等」といいます。）の間での紛争（対象商品等の瑕疵・欠陥、対象商品等の引渡しが遅延した場合を含みます。）は、紛争の当事者である受取人等の間で解決するものとし、協議会は一切の責任を負いません。ただし、当該紛争が協議会の責に帰すべき事由がある場合には、次二項の限度で責任を負うものとします。

3 協議会は、協議会に故意または重過失がある場合を除いて、本サービスの提供に起因して受取人に生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。協議会の故意または重過失に起因して受取人に損害が生じた場合、協議会は、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

4 前項にかかわらず、受取人と協議会との間の契約が消費者契約法に定める消費者契約（以下、「消費者契約」といいます。）となる場合、協議会は、協議会の過失（重過失を除きます。）による債務不履行責任または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとし、協議会の重過失による債務不履行または不法行為責任については、相当因果関係の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

5 本商品はその性質上、本商品において交換可能な対象チケットの種類、内容及びポイントとの交換レートは協議会の裁量により設定し、変動する可能性があることを受取人は了承し、協議会は、特定の時点において、交換先に特定の対象チケットがあること及び交換レートの固定につき一切の保証をしないものとします。

6 協議会は本サービスのシステム等にエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵がないこと、本サービスにコンピューターウイルス等の有害情報が含まれないこと、並びに本サービスの正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性等につき一切の保証をしないものとします。

第40条 Cookie 及び IP アドレスの情報

協議会は以下各号の目的を達成するため、Cookie 並びに受取人から取得したアクセスログ（IP アドレスを含み、以下

「Cookie 等」といいます）を利用することがあり、受取人はこれを承諾するものとします。

(1) 利便性の向上

- 全ての登録情報を入力することなくログインができる等、受取人に生じる手間の省略
- 受取人の行動や興味関心に合わせた情報の表示による使用感の向上等

(2) サービスの向上

- 受取人の本サービスの利用状況を分析し、協議会が提供するサービス（本サービス以外のサービス、新サービスも含みます）の機能改善や企画を実現し提供すること
- 受取人からのお問い合わせに対する対応等のカスタマーサポート

(3) その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

2 受取人によるウェブブラウザの設定により Cookie の受理が拒否される場合、協議会は受取人の情報を正しく認識できない可能性があります。それに起因して受取人に生ずる不備や損害について、協議会は一切の責任を追わないものとします。

3 協議会は、第 1 項により取得した受取人の情報から推測される興味、関心、年齢層等の特定の条件によって受取人を分類し、この分類に関する情報（以下、「セグメント」といいます。）を第 1 項の目的に利用し、及び対象チケットのコンテンツ提供会社(対象チケットで交換することができる商品または役務の提供会社) またはセグメントの分析に関する協議会の委託先及び顧客企業に対して提供することがあります。なお、セグメントは、特定の個人を識別しない情報であり、協議会は、受取人の同意なく、セグメントを用いて特定の個人を識別いたしません。

附則

本利用規約は令和 8 年 2 月 1 8 日から適用します。

本利用規約の変更は令和 8 年 7 月 1 日から適用します。